京都市交通局広告掲出審査基準

平成 6年 1月14日制定 平成16年 2月 2日改正 平成20年12月 1日改正 平成24年 5月21日改正 平成26年 3月 1日改正 平成27年 7月11日改正 令和 3年10月 5日改正

【基本要項】

京都市交通局の広告媒体に掲出する広告は、公営交通機関に掲出するものとして、節度と品位をもったものとし、公序良俗に反するもの、美観を損ね公衆に不快の念を与えるもの、その他不適切と認めるものについては、掲出を承認しないものとする。

なお、具体的な審査基準については、以下細則のとおりとし、本審査基準の解釈及び運用に関し、疑義が生じたときは、京都市交通局広告審査委員会で審査するものとする。

【細則】

- 1 公営交通としての性格上認められないもの
 - (1) 特定の政党,政治団体等の活動に関すること及び選挙等立候補者の選挙運動が目的と判断 されるもの並びにこれらを支持し、又は反対していると判断されるもの
 - (2) 各種の意見広告
 - (3) 宗教及び宗教団体の教義,経典の類,布教を目的とするもの並びに他の宗教,宗派等に対して批判,中傷等をするもの。ただし,宗教施設や宗教的世俗行事の開催案内については,この限りでない。
- 2 消費者保護の観点で認められないもの
 - (1)根拠のない最大級の表現(誇大広告)及び誤認を誘発する表現(不当表示)を使用した広告これについて例示すれば以下のとおりである。
 - ア 断食,催眠術,暗示等確たる科学的根拠に基づかない医業類似行為等に関する広告については原則として掲出を承認しない。
 - イ 外国語学校,各種専門学校等の広告で技能取得の安易さや受講料,授業料の安価を殊更 に強調する等不適切な表現のあるものは承認しない。
 - ウ エステティックサロン, 美顔, 痩身, 脱毛, 植毛等の業種については, 誇大広告, 不当 表示が特に問題となるので, 医師法, 医療法, 薬事法及び特定商取引に関する法律など関連法規に注意を払い, 事前に交通局と十分に協議をしなければならない。
 - エ 健康商品・機能性食品類については、食品衛生法・健康増進法をはじめとする関連法規 に注意を払い、事前に交通局と十分に協議をしなければならない。
 - (2) 射幸心を著しくあおる表現、比較広告にあたる表現
 - (3) 責任の所在, 内容及び目的が不明確な表現
 - (4) 事業, 事業者又は物の出所等について, 誤認・混同を与えるおそれがある表現

- 3 公序良俗に反して認められないもの
 - (1) 映画, 興行等の広告で, 表現や写真, 図柄等が適切でないもの
 - (2) 裸体や性に関して表現が露骨、卑猥なもの、その他青少年保護の観点で適切でないもの
 - (3) 風俗営業及びこれに類似する業種
 - (4) 男女の通信,交際紹介所等の業種
 - (5) 探偵社, 身元調査会社等の業種
 - (6) 日本国憲法,法令,条例及び判例等で認められた諸権利を侵害し,又は差別を容認,誘発するような表現,図柄,写真等を掲出したもの
 - (7) ギャンブル。ただし、特に認めたものを除く。
 - (8) 商品やサービスが社会的に適切でないもの。ただし、新しい商品やサービス等が出てきた合は、そのつど適切性を判断する。
- 4 交通局事業との競合の関係で認められないもの
 - (1) 自動車,バイク,自転車等の販売を目的とする業者に関する広告については、次の条件を遵守しない限り掲出を承認しない。
 - ア 価格,性能,比較等の表現は,原則として用いないこと。
 - イ 写真、図画等を使用する場合は、事前に交通局と十分に協議しなければならない。
 - ウ 意匠、色彩、その他内容について必ず事前に交通局の承認を得なければならない。
 - エ 交通局が必要と認めた場合、広告中に指示する文言を挿入しなければならない。
 - (2) 鉄道,バス,タクシー等交通局事業と競合する運輸業については、原則として催物開催予告及びそれに類するもののみとする。
- 5 人事募集に関して認められないもの
 - (1) 人事募集に関する広告は、雇用主、雇用主の所在地、連絡先、職種を広告中に明記し、次の条件に抵触していないこと。なお、関係資料の提出や消費者センター及び労働基準監督署等関係機関に照会することがある。
 - ア 人事募集にみせかけて、売春や援助交際などの勧誘や斡旋等の疑いのあるもの
 - イ 人事募集にみせかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集め等を目的としている もの
 - ウ 交通局事業との競合の関係にある運輸業の人事募集
 - (2) 広告面に添書き程度の人事募集広告及び就職情報に関する広告については、事前に交通局と協議することにより、掲出を承認することがある。
- 6 金融機関等に関して認められないもの

金融機関等の広告については、原則として、金銭を貸し付ける貸金業の広告掲出は認めない。ただし、以下のすべてを満たすものについては、この限りでない。

- (1) 内閣総理大臣又は管轄する都道府県知事の登録通知を受けているもの
- (2) 日本貸金業協会の協会員であるもの
- (3) 銀行及び信販の系列事業者であるもの

7 その他

- (1) 現に裁判等法的に係争中のもので、係争内容に関わるものについては承認しない。
- (2) 法令,条例等に照合して,適切でないものは承認しない。
- (3) 広告の掲載については、事前に十分に協議することを要し、交通局が必要と認めた場合は、指示する項目を広告中に挿入させることがある。

【附 則】

- 1 本審査基準に照合して不適切と判断されるもので、現在既に掲出中のものについても、本審 査基準の趣旨にそって見直しを行い、内容の変更又は承認の取消しを行うことがある。
- 2 本審査基準に定めのない事案が発生した場合にあっては、本審査基準の類推適用又は慣例、 前例等を参考にしてそのつど適切性を判断する。
- 3 交通局への広告物納入後であっても、本審査基準又は慣例、前例等に違反していることが明らかな場合は、掲出を中止することがある。
- 4 上記の他、本審査基準に関して疑義のある場合は、必ず事前に交通局に照会し、その指示に従わなければならない。